

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本 来客用駐車場使用規則

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人管理規約（以下「管理規約」という。）第18条に基づき、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本来客用駐車場使用規則（以下「使用規則」という。）を定める。

（目 的）

第 1 条 この使用規則は、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本（以下「本団地」という。）敷地内に存する 9 台分の来客用駐車場を円滑且つ安全に使用することを目的とする。

（運 営）

第 2 条 来客用駐車場の運営は、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）が行うものとする。ただし、その運營業務の全て又は一部を管理規約第36条に定める第三者に委託し代理させることができる。

（使用上の原則）

第 3 条 来客用駐車場を使用できる者（以下「来客者等」という。）は、次のとおりとする。

- (1)本団地内各棟の区分所有者又は占有者（以下「居住者」という。）を訪問する親族又は知人等の外来者
 - (2)専有部分及び管理規約第 8 条に定める共用部分の施設及び設備の保守点検又は修理等を行う目的で来訪する業者
 - (3)その他、管理組合法人が使用を許可する者
- 2 来客用駐車場を使用できる車輛は、原則として来客者等が本団地までの交通手段として乗用してきた普通自動車又はそれに準ずる車輛とする。

（使用申請）

第 4 条 来客用駐車場を使用するときは、来客者等が使用の直前に本団地内メインエントランス棟の管理事務所（以下「管理事務所」という。）において使用を申請し、許可を得なければならない。なお、使用申請時には、来客者等を証する運転免許証を提示しなければならない。

- 2 申請時間は、原則として午前 8 時より翌午前 0 時までとする。
- 3 使用の事前予約は受け付けないものとする。

(使用時間)

第 5 条 使用時間は、使用許可を得た時刻より48時間以内を限度とする。
ただし、使用終了時間を午前0時より午前8時までに設定することはできない。

(使用方法)

第 6 条 来客用駐車場の使用方法は、次のとおりとする。

- (1) 来客用駐車場の使用中は、必ず訪問先の棟、号室、連絡先、使用開始及び終了時間を記入した指定の「駐車許可証」をフロントガラス等の見易い場所に掲出する。
- (2) 使用後は、速やかに「駐車許可証」を使用終了時間内に管理事務所へ返却する。

(使用料)

第 7 条 来客用駐車場の使用料は、原則として無償とする。

(使用上の遵守事項)

第 8 条 来客用駐車場を使用する来客者等は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 不必要な警笛、空吹き、カーステレオ等による騒音の発生、洗車、業務用車輛による販売行為等、他の駐車車輛又は居住者の迷惑となる行為を一切しないこと
- (2) 来客用駐車場内、車路は最徐行すること
- (3) 来客用駐車場を車輛の駐車以外の目的で使用しないこと
- (4) 来客用駐車場内に引火爆発及び悪臭を発する恐れのある物を持ち込まないこと
- (5) 来客用駐車場内に空缶、吸殻、塵芥等のごみ類を放置しないこと
- (6) 故意又は過失により、来客用駐車場施設及び他の駐車車輛を毀損したとき、又は「駐車許可証」を紛失したときは、直ちに管理事務所に通知し、その指示に従うこと
- (7) 駐車車輛の移動等、管理組合法人より特別の指示があった場合には、それ従うこと

(訪問先居住者の責務)

第 9 条 訪問先の居住者は、来客用駐車場を使用する来客者等に対して本使用規則の存在、その内容を事前に通知し、遵守させなければならない。

- 2 来客者が来客用駐車場の使用に際し、管理組合法人又は第三者に損害を及ぼしたときは、その行為の一切について来訪先の居住者も連帯責任を負わなければならない。

(管理責任)

第10条 管理組合法人は、来客者に対して共用部分としての来客用駐車場の一時使用を許可するものであり、個人の財産である駐車車両及びそれらの付属物の管理責任は来客者等自らの責任において行うことを前提とする。従って、管理組合法人は、来客用駐車場内における火災・落雷・風災・ひょう災・雪災・水災・地震等による天災地変、人身・物損事故、盗難、その他の来客者等が被る損害について一切の責任を負わない。

(使用規則の改廃)

第11条 使用規則の改廃は、管理規約第45条第2項に定める団地総会において出席組合員の議決権の過半数で決するものとする。

(附 則)

第1条 この使用規則は、平成11年9月26日の平成10年度(第8回)定期総会において承認された時点より効力を発するものとする。

2 この使用規則は、平成16年9月26日の平成15年度(第13回)定期総会において一部改正し、同日より施行した。

(1)管理規約の改正に伴う引用条項の整合

(2)用語及び表記の統一並びに条文の一部追加又は削除及び誤植の修正

(3)第6条(使用方法)第2号の全文改正